

議案第72号

松阪市立保育所条例の一部改正について

松阪市立保育所条例（平成17年松阪市条例第119号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立保育所条例の一部を改正する条例

松阪市立保育所条例（平成17年松阪市条例第119号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市立保育所及び小規模保育事業所条例

第1条に次の1項を加える。

2 法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第10項の小規模保育事業を行う施設として、小規模保育事業所を設置する。

第2条中の「保育所」の次に「及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）」を加え、同条の表中松阪市立大津保育園の項、松阪市ひかり保育園の項、松阪市立三雲南保育園の項、松阪市立三雲北保育園の項及び松阪市立かはだ保育園の項を削り、「

松阪市立ひかり保育園こだま分園	松阪市嬉野須賀領町9番地	50
-----------------	--------------	----

」を「

松阪市立こだま小規模保育事業所	松阪市嬉野須賀領町9番地1	19
-----------------	---------------	----

」に改める。

第8条中「保育所」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。